

(目的)

第1条 この告示は、本市の工事等（工事又は製造の請負並びに工事に関する調査、測量及び設計に係る業務委託をいう。以下同じ。）の入札の透明性・競争性の向上を図るため、発注の見通し（以下「発注見通し」という。）、予定価格、入札及び契約の結果並びに入札参加有資格業者を公表することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(発注見通しに関する公表)

第2条 発注見通しに関する事項を公表する対象工事等は、当該年度に発注することが見込まれるものとする。ただし、予定価格が400万円を超えないと見込まれる工事、予定価格が100万円を超えないと見込まれる工事以外のもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等で市の行為を秘密にする必要があるものは、この限りでない。

2 公表の方法は、工事名又は業務名、工事場所又は履行場所、工事期間又は履行期間、工事種別又は業務種別、工事概要又は業務概要、入札及び契約の方法並びに入札予定時期を記載した発注見通しについて（様式第1号）により入札担当課において閲覧に供するとともに、その写しを四国中央市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。

3 公表の時期は、年度の上半期及び下半期の早い時期の年2回とする。ただし、必要に応じて、適宜、公表内容の追加、変更等を行うものとする。

4 公表の期間は、各公表時点における当該年度の発注見通しを公表した日から当該年度の末日までとする。

(予定価格の公表)

第3条 予定価格の公表の対象となる工事等は、競争入札（地方自治法（昭和22年法律第64号）第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に付される全てのものとする。

2 予定価格の公表は、入札執行前に行うものとする。ただし、市長が特に認める工事等については、この限りでない。

3 予定価格（前項ただし書に規定する工事等に係るものを除く。以下この条において同じ。）の公表の時期は、入札の公告を公示した日又は指名通知を発した日とする。

4 予定価格の公表の方法は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 一般競争入札及び公募型指名競争入札 当該工事等に係る公告の写しを入札担当課において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する方法

(2) 指名競争入札 当該工事等に係る入札案内（様式第2号）を入札担当課において閲覧に供する方法

(入札結果の公表)

第4条 入札（当該入札により落札者が決定した場合に係るものに限る。以下この条において同じ。）の結果の公表の対象となる工事等は、前条第1項に規定する工事等とする。

2 入札の結果の公表項目は、工事名又は業務名、工事場所又は業務場所、落札金額及び落

札者の名称とする。

- 3 入札の結果の公表は、当該入札に係る落札者が決定した後、ホームページに掲載することにより行うものとする。

(契約結果の公表)

第5条 契約（仮契約を行った場合にあつては、仮契約。第3項本文及び第4項において同じ。）の結果の公表の対象となる工事等は、第3条第1項に規定する工事等とする。

- 2 契約の結果の公表項目は、工事名又は業務名、工事場所又は業務場所、工事期間又は履行期間、入札日時、入札参加業者数、入札参加業者名、入札金額、落札者の名称、落札金額、予定価格、設計金額、最低制限価格（四国中央市契約規則（平成16年四国中央市規則第50号）第22条の3第1項に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）、調査基準価格（四国中央市低入札価格調査実施要綱（平成24年四国中央市告示第136号）第3条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）及び契約金額とする。

- 3 契約の結果の公表時期は、当該契約を締結した日とする。ただし、前項に規定する公表項目のうち、仮契約を行った場合の最低制限価格及び調査基準価格については、本契約を締結した日とする。

- 4 契約の結果の公表は、当該入札を執行した日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までの間、入札執行表（様式第3号）の写しを入札担当課において閲覧に供することにより行うものとする。

(電子入札システムによる契約結果の公表)

第6条 えひめ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行った入札における契約結果については、前条第4項の閲覧のほか、電子入札システムにおいてもその結果を公表するものとする。

(入札参加有資格業者の公表)

第7条 入札参加資格を有する者の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 業種

- 2 前項の公表は、入札担当課において作成した入札参加有資格業者名簿を閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

(随意契約)

第8条 第3条及び第5条の規定は、予定価格が50万円を超える随意契約について準用する。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第62号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第36号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日 告示第29号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告する入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月31日 告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（四国中央市公共工事公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に公表されている第 1 条の規定による改正前の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第 3 号に規定する執行表は、第 1 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第 3 号に規定する執行表とみなす。

附 則（平成27年 3 月 5 日 告示第15号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱及び第 2 条の規定による改正後の四国中央市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月28日 告示第43号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月 3 日 告示第155号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱及び第 2 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月29日 告示第39号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中四国中央市公共工事公表実施要綱第 6 条を第 7 条とし、同条の前に 1 条を加える改正規定は、告示の日から施行する。

（四国中央市公共工事公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項及び様式第 3 号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに公表された第 1 条の規定による改正前の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第 3 号に規定する執行表は、第 1 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第 3 号に規定する執行表とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月27日 告示第39号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の通知又は公告する入札分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札分については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに公表されたこの告示による改正前の様式第 1 号に規定する発注見通しは、この告示による改正後の様式第 1 号に規定する発注見通しとみなす。

附 則（令和 4 年 3 月28日 告示第38号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（四国中央市公共工事公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱の規定は、施行日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに公表された第 2 条の規定による改正前の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第 3 号に規定する執行表は、第 2 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第 3 号に規定する執行表とみなす。

附 則（令和 8 年 3 月30日 告示第59号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに公表されたこの告示による改正前の様式第 1 号に規定する発注見通

しは、この告示による改正後の様式第1号に規定する発注見通しとみなす。

様式第2号（第3条関係）

入札案内

工 事 名	
入 札 方 法	
入 札 日 時	
工 事 場 所	
発 注 担 当 課	
予 定 価 格	
参加資格又は 指名理由	

工事期間

